

# 公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地  
第406会計隊長 齊藤 薫

## 1 一般競争に付する事項 (1) 件名等

グループ	品名	規格	単位	数量	納地	担当	内線	納期	備考
1	鉛測定試薬							H31.3.29	
2	無石土ほか1件							H31.3.29	
3	コンクリートキャンパスほか2件							H31.3.29	
4	杭							H31.3.29	
5	クリアーカップほか28件							H31.3.29	
6	標旗 赤×白(ダイヤ)ほか9件							H31.3.29	
7	丸太							H31.3.29	
8	工具セット(袋付)ほか65件							H31.3.29	
9	エアフィルタほか74件							H31.3.29	
10	輸出用木材こん包材の消毒 証明マニュアルほか1件							H31.3.29	
11	ODコンテナ							H31.3.29	
12	ブラインドW1700H1700ほか6件							H31.3.29	
13	残菜カゴ							H31.3.29	

## 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知を受けた者のうち、「**物品の販売**」の等級格付けが「**D等級以上**」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 入札書には「**当社(個人の場合「私」)は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。**」の一文を付記すること。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「**装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領**」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号より現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 3 契約条項を示す場所

第406会計隊、第406会計隊新町連絡班、第406会計隊宇都宮派遣隊に掲載  
[www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/efafin](http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/efafin) (東部方面会計隊ホームページ)

## 4 説明会 実施しない

## 5 入札日時

(1) 日 平成 31 年 2 月 22 日 (金) 09:00～  
会 場 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

## 6 入札条件 (1) 入札金額

「消費税抜き価格」で標記すること。

## 郵送による入札

封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、  
2月21日(木) 12:00 部隊必着とする。  
事前に郵送による入札を行う旨を連絡するとともに到着確認をするものとする。

## 7 落札決定方法

- (1) **グループ別総額**で、かつ当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 契約金額は、落札金額に消費税相当額8%を加算(円位未満切捨て)した金額とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に消費税に係る1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 保証金

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 入札保証金 | 免 | 除 |
| (2) 契約保証金 | 免 | 除 |

## 9 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税相当額8%を加算したの100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

## 10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合

## 11 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を東部方面隊標準契約(請)書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 契約金額が50万円以上の場合には請書を、契約金額が150万円以上の場合には契約書を作成する。

## 12 その他

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 委任状      | 代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出  |
| (2) 資格決定通知書  | 入札時に、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出(提出済の業者を除く)  |
| (3) 入札及び契約心得 | 入札参加者は陸上自衛隊で用いる入札及び契約心得を承知の上で入札に参加すること。   |
| (4) 連絡先      | 〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地<br>第406会計隊 契約班 担当:益子 電話:0279-54-2011(内線2344)<br>FAX:0279-54-6960 |